### 第三者評価結果

事業所名:美しが丘どろんこ保育園

### A-1 保育内容

# A-1-(1) 全体的な計画の作成 A-1-(1)-① 第三者評価結果

【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

а

### <<u>コメント></u>

「全体的な計画」は、どろんこ会グループの保育理念「にんげん力。育てます。」、保育方針「センス・オブ・ワンダー」「人対人コミュニケーション」に基づき、年齢ごとに養護と教育に区分して作成しています。園の保育目標として、「やりたい気持ちに全力で寄り添い・叶えられる保育」を掲げ、「どろんこ会が育てる6つの力」を図を活用してわかりやすく記載してます。地域とのかかわりとしては、世代間交流や地域行事へ参加することを通して、さまざまな地域の人たちとの触れ合いや交流を挙げています。「全体的な計画」は、「6つの力」を園としてどのようにしていくか施設長と主任で話し合い、策定会議で全職員の意見を取り入れながら見直しをしています。園目標を基に、4月から3月までの子どもの姿を検討して月の目標を立てるとともに、指導計画は「全体的な計画」に沿って作成しています。

### A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

[A2] A-1-(2)-(1)

生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

### <コメント>

保育室は窓が大きく採光が良くて明るい造りとなっており、園の内外とも清潔に保たれています。施設内に温度計と湿度計が設置されており、窓を開けて空気を入れたり、加湿器をつけたりするなど快適な環境に努めています。子どもの布団は、年に4回業者による布団乾燥を実施しており、シーツは週1回保護者に洗濯をしてもらっています。おもちゃは、消毒を行いチェック表に記入し、清潔で安全に使用できるよう心がけています。また、保育士が園庭やテラスに危険なものがないか毎朝点検を行い、危険がないように配慮しています。園庭や保育室のハザードマップを作成し、危険が予測される個所を確認しながら、子どもが安心して過ごせるように家具の配置を検討しています。0~2歳児の保育室や3~5歳児の保育室には、マットや棚などを活用して絵本コーナーなどがあり、落ち着ける場所になっています。トイレは毎日保育士が掃除と消毒を行い、チェック表に記入しています。清潔に使用できるよう努め、快適な環境が確保されています。

### 

### <コメント>

子どもの発達過程と家庭環境は、入園時に個人面談を行い把握しています。その後は、日ごろの会話や面談、連絡帳のやり取りから情報を得て、子ども一人ひとりの個人差を尊重した保育を行っています。保育士は、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、子どもの話を聞くように心がけています。自分を表現することが十分ではない子どもには、保育士がそばに寄り添ったり、安心できる環境を意識し、子どもの気持ちをくみ取って代弁したり、子どもが自分の気持ちを伝えやすいように言葉をかけたりしています。保育士の言葉遣いは、「児童・保護者の人権に関するチェックリスト」を活用し、「せかす言葉や制止する言葉は不必要に使わない」「待ってて、あとでなどと言わずになるべくその場で対応している」などの自己チェックを行い、子どもにわかりやすい言葉で穏やかに話すよう心がけています。また、職員間で子どもへの声かけや言葉遣いに関して気になることがある時には、主任やミドルリーダーで注意をしています。

## 【A4】 A-1-(2)-③ a A-1-(2)-③ A-1-(2)-③ A-1-(2)-③ A-1-(2)-③ A-1-(2)-③ A-1-(2)-③ A-1-(2)-③ A-1-(2)-③ A-1-(2)-③ A-1-(2)-③

### <<u>コメント></u>

生活に必要な基本的な生活習慣の習得については、一人ひとりの子どもに十分にかかわりながら、「やってみたい」と思えるような環境を整え、自分でやろうとする気持ちを大切にしています。また、「やりたくない」という気持ちも受け止めるように配慮しています。3~5歳児が使用する水道の前には、手洗いの手順をイラストで掲示して、子どもが進んで手洗いができるように工夫をしています。1歳児は1月から歯磨きを行っており、1、2歳児までは保育士が仕上げ磨きを実施しています。トイレは保育士から時間で促すのではなく、個々のタイミングで行くようにしています。トイレットトレーニングは、保護者の意向を確認し、園での子どもの様子を保護者に報告しながら家庭と連携して進めています。午睡については、保護者から希望を聞き、発達状態や園・家庭での状況を説明し、さまざまな状況に対応できるよう配慮しています。

【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

а

### 

保育室内は棚を活用してコーナーをつくり、おもちゃは種類ごとに箱に入れ、取り出しやすいように低い棚に収納して、子どもが遊びたいおもちゃを選んで遊んでいます。0~2歳児は、音の出るおもちゃや指先を使うおもちゃ、おままごとなど、3~5歳児にはパズルやブロックなど年齢に合わせたものを用意しています。散歩の時には、近隣の人とあいさつを交わしたり、歩道の歩き方や横断歩道の渡り方、道路の端を歩くなどの交通ルールが身につくように取り組んでいます。天気が良い日は散歩に行くようにして、公園での自然を活用した斜面のぼりをしたり、どんぐりや葉っぱを拾い、園に持ち帰って製作に活用したりしています。玄関では散歩で子どもが見つけてきたかまきりの卵や蝶のさなぎの観察をしています。3~5歳児は月に1回「銭湯でお風呂の日」を設け、地域の人たちと触れ合いながら、公共の場でのルールが身につくようにしています。近隣の高齢者施設にはコロナ禍のため訪問はできませんが、オンラインを活用して、歌やゲームなどを行い、交流する機会を設けています。

A - 1 - (2) - (5)

【A6】 乳児保育(O歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容 や方法に配慮している。

а

<コメント>

0歳児の保育では、「保育者との親密な関わりを通して人との信頼関係芽生える」を目標とし、保育士が子どもの表情や子どもの声を受け止め、優しく話しかけながら、一人ひとりの子どもとかかわっています。子ども一人ひとりのリズムを大切にし、子どもの生活状況に合わせて、個々の睡眠にも対応しています。授乳が必要な子どもには、授乳時は保育士が抱いて、顔を見ながら個々のペースに合わせて飲んでもらえるように心がけています。また、子どもの表情や態度から、子どもの意思をくみ取れるように心がけています。子どもの発達に合わせて、絵本やぬいぐるみ、押し車、ままごとなどを用意し、好きなもので自由に遊べる環境を整えています。子どもが十分に体を動かして遊べるように、鉄棒やマットも置いています。日々の子どもの様子は、連絡帳や朝夕の送迎時に保護者に伝え、保護者が安心感を得られるように支援しています。

A-1-(2)-6

【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、 保育の内容や方法に配慮している。

а

**くコメント>** 

1、2歳児の保育にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを認め、子どもの意思を尊重した対応を心がけています。1階と2階を自由に行き来できる環境を整え、探索活動が十分に行えるよう、保育士は子どもたちといっしょに遊ぶ中でけがをすることがないように配慮しています。晴れている日には散歩に出かけ、公園の自然を活用して体を動かして遊んでいます。おもちゃの取り合い時はかみつきを防ぎながら、できるだけ子ども同士で解決できるよう見守り、できない時には保育士が互いの気持ちを代弁しています。子どものかかわりとして、0~2歳児は異年齢保育を行っており、また、幼児クラスにも自由に行って、いっしょに活動ができる体制を構築して、異年齢の子どもとかかわりを持っています。保護者には、登降園時に子どもの様子について話をするとともに、毎日連絡帳を通して、食事、睡眠、排泄や子どもの体調などについて情報交換をしています。

A - 1 - (2) - 7

【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容 や方法に配慮している。 а

<コメント>

3歳児の保育に関しては、「自分でやりたい」という気持ちを大事にして、やり遂げる喜びや自信が持てるような保育を行っています。4歳児の保育に関しては、異年齢で過ごすことで年下の子どもに思いやりの気持ちを持ったり、教えてあげる姿を認めたりして、保育士は子どもとともに考えていく保育を行っています。5歳児の保育に関しては、仲間意識が芽生え、個々を尊重し、自信が持てるように心がけています。保育士は一人ひとりの子どもの声を聞き、子どもたちが感じたこと、考えたことを自由に表現していけるように、また、行事などを通してやり遂げた達成感を共有できるよう配慮しています。今年度は3年ぶりに全園児が参加して運動会を行い、子どもたちは最後まであきらめずにやり遂げることを学ぶ機会になりました。例年、5歳児は近隣の小学校を訪問して、1年生から学校紹介をしてもらったり、交流会をしたりしています。現在はコロナ過により学校訪問ができないため、1年生が作成した学校紹介のビデオレターをもらい、小学校への期待が持てるよう努めています。

[A9] A-1-(2)-8

障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

玄関や保育室はバリアフリーとなっており、エレベーターを設置しています。階段には手すりがあり、階段前には点字ブロックも整備し、障がいのある子どもにも応じた環境になるよう配慮しています。障がいのある子どもの受け入れでは、保護者から家庭での状況や要望を聞き取り、個別計画に反映しています。子どもの発達や特徴を捉え、子どもにとって必要な支援をするためにクラスで話し合うとともに、「地域療育センターあおば」から必要な助言を得られるよう連携体制を整えています。子どもの受け入れにあたっては、障がいの有無にかかわらず、自分の遊びたい場所や周りの友だちを自由に選択できる環境を整え、自然にかかわりが持てることを大切にし、集団の中で育ち合う喜びや刺激を生かすようにしています。障がいのある子どもの保育については、ホームページや入園のしおりに「インクルーシブ保育(障がいの有無で分ける保育ではない)」を謳っています。担任保育士が障がいに関する外部研修に参加し、園会議で伝達研修を実施し、資質向上に努めています。

[A10] A-1-(2)-9

♥】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

а

長時間の保育については、晴れた日は基本的には暗くなるまで園庭で遊び、その後は1階の保育室を使用し、0~5歳児で合同保育を行っています。各コーナーにある好きなおもちゃで楽しく遊んで過ごすことができるような環境をつくっています。また、保育時間の長い子どもが疲れてくつろぎたいときは、大きなクッションや布団をしいて、家庭的でゆったり過ごすことができるように工夫しています。年齢の異なる子どもたちがかかわる中で、4、5歳児が小さい子どものお世話をする姿も貴重な経験と考えています。19時30分以降まで保育サービスを利用する子どもには夕食を提供しますが、夕食の提供については保護者の意向を確認しています。保護者とは連絡帳のほかに、朝の受け入れ時には保護者から子どもの様子を聞き、伝達ボードに記入し、保育士が個々の体調や様子を把握しています。お迎え時には保護者への連絡事項なども記載し、担任と引き継いだ職員が保護者との連携を十分とれるようにしています。

A-1-(2)-10

【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

а

<<u>コメント></u>

全体的な計画の中に、「小学校との連携(接続)」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」について記載しています。また、5歳児の年間計画に「就学先の小学校だけでなく近隣の小学校や関連施設などを訪問して交流を持つ」と記載し、それに基づき保育を行っています。例年は5歳児が近隣の小学校を訪問して、教室の案内や学校の紹介などをしてもらうなど交流の機会を持っています。現在はコロナ禍のため、近隣の小学校2校の1年生からのビデオレターを見て、小学校への期待と安心感が得られるように取り組んでいます。5歳児の保護者には、11月の懇談会で、「就学にあたって」の資料を配付して説明を行い、家庭でも取り組んでもらえるように配慮しています。小学校の先生から子どもの様子に関する電話での問い合わせには、子どもや保護者の情報を伝え、連携を図っています。保育所児童保育要録は、担任が作成し、主任、施設長の確認を得て小学校へ郵送しています。

Α-	- 1 - (3) 健康管理	第三者評価結果
	【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
ı , .	<b>-</b> ./ \$ .   \$	

「保育運営マニュアル」と「保育品質マニュアル」に健康管理の考え方が明記されています。また、「保健計画」を立て、それに基 づいて子どもの健康管理を行っています。子どもが発熱やけがをした際には、施設長や主任に報告し、保健日誌や事故記録簿に子ども の状況を記録して、保護者に説明をしています。また、職員間では、アプリを活用し、けがの情報を共有する仕組みができています。 朝の健康観察で子どもの健康状態を確認するとともに、保護者にはけがなどを確認し、降園時には園での様子を伝えています。子ども の既往症や健康状態などは、「入所前児童面談票」に記録し、職員間で情報共有を図っています。毎月「保健だより」で子どもの健康 に関する情報を保護者に伝えています。また、乳幼児突然死症候群に関する情報は、入園説明会の時に保護者に説明をし、園では予防 のために、0、1歳児は5分おきにブレスチェックを実施し、アプリ内の「生存確認」に記録をしています。

-		
【A13】 A- 健	1-(3)-② 康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a

<コメント>

全園児とも、園医による内科健診を年2回、歯科健診を年2回実施しています。また、3歳児は視聴覚健診を年1回、3~5歳児は尿検査 を年1回実施しています。健診の結果は「健康診断表」に記載するとともに、保護者には結果表に記入をして伝えています。結果につい て気になることがある場合には、全職員に周知しています。内科健診の時には、あらかじめ保護者から子どもの発育などを聞き取って います。気になることや聞いてほしいことなどの要望があったときは、医師より助言を受けた内容を伝達ノートに記入をして、保護者 に伝えています。食後の歯磨きは1歳児の1月から行っており、1、2歳児までは保育士が仕上げの歯磨きを行い、口腔内の衛生に配慮し ています。年2回の歯科健診時には、歯の模型を使って歯科医が磨き方や汚れやすい場所や歯の模型を触るなど、歯磨き指導を実施して います。また、全クラスで毎月身体測定を実施し、身体測定の結果はアプリに記入し、保護者はいつでも確認できるようにしていま す。

A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a

**<コメント>** 

アレルギーのある子どもの対応については、「保育品質マニュアル」や「運営マニュアル」の中に「食物アレルギー時対応マニュア ル」を記載しています。アレルギーの子どもに給食提供開始前に行うことや、調理師、保育士等がそれぞれの場面に応じて細かく対応 方法が決められており、いつでも適正に対応できる体制ができています。入園時に、アレルギーについて一人ひとり確認をして、アレ ルギーのある場合は施設長、担任、栄養士が面談をしています。「生活管理指導表」と「除去食申請書」を提出してもらい、除去食を 提供しています。毎月献立表で除去食をチェックし、保護者に確認をしてもらい提供をしています。除去食は専用の食器とトレイを使 用し、各器をラップで覆い、ラップには子どもの名前と除去内容を明記し、トレイには子どもの顔写真を貼り、おかわり分はタッパー に入れて区別し、間違えないように工夫をしています。配膳時には、調理師、保育士、配膳担当者で3回チェックし、食物アレルギー除 去食確認表にそのつど確認印を押しています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	а

<コメント>

食に関する豊かな経験ができるよう、全体的な計画の中に食育の項目を設けるとともに、「6か月未満」「1歳3か月から6か月」「2歳 未満~1歳3か月」「2歳児」「3歳児」「4~5歳児」「就学前」に区分した「食育年間計画」を作成し、食育活動に取り組んでいます。 食器は陶器を使用し、食器の扱いを通して落としたら割れることを伝え、物を大切に扱う気持ちをはぐくんでいます。3~5歳児は、バ イキング形式で配膳を自ら行って、自分の食べられる量を見極められるよう援助しています。子どもの苦手なものが提供された時に盛 り付けをしない子どもには、少しだけよそい、食べることが負担にならないように配慮し、全部食べた満足感が得られるように対応し ています。保護者にも園の食事に関心を持ってもらえるように、当日の給食とおやつの写真を連絡アプリに掲載しています。また、 「給食だより」を毎月発行して、食育に関する取り組みなどを発信し、保護者に食と健康などの情報提供をしています。

_		
	【A16】 A-1-(4)-②	a

献立は2週間サイクルで立てています。離乳食は咀嚼や嚥下の状況を把握したうえで保護者と連携して進め、子どもが食べやすいよう に食材の切り方や固さを変えるなどの配慮をしています。残食状況を栄養士が確認し、より食べやすいよう調理方法などを変えて提供 しています。また、もっと食べられるように、残食量を子どもたちに「見える化」することを検討しています。また、子どもが楽しく 食事ができるよう、七夕にはおやつに七夕そうめん、クリスマスにはチキン料理、節分には恵方巻きを提供するなど、行事に合わせて 工夫しています。子どもが畑で育てたきゅうりやなすなどは調理して食べたり、トマトでトマトソースを作りピザを作って食べたり、 食材に触れる機会を持つように工夫しています。そのほか、園庭でとれた柿の皮をむいて、干し柿やドライフルーツを作るなどしてい ます。栄養士や調理師は、毎日子どもの食べている様子を見に行き、子どもたちと話す機会を持ち調理に生かしています。衛生管理 は、衛生管理マニュアルに沿って適切に取り組んでいます。

### A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果	
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	а	
< <u>コメント&gt;</u>		

0~2歳児までは毎日連絡帳を使用して、家庭と園での子どもの様子を記入して、保護者との情報共有を図るとともに、保護者と園と のコミュニケーションツールとなるよう努めています。3歳児以上は、朝やお迎えの時に保護者と子どもの様子や家庭での状況などを話 す時間を取るようにし、必要に応じて連絡帳を使用しています。また、けがなどのトラブルがあった場合は、直接説明を行うようにし ています。年間行事予定は、4月に連絡アプリで伝え、保護者が参加できる行事などの予定を立てやすいように配慮しています。施設長 は年度初めの懇談会で園の取り組み等の説明をしていますが、クラス懇願会の際にも保育目標などの説明を行い、保護者の理解が得ら れるように努めています。保育参加や個人面談はいつでもできることを伝えています。保育参加では給食の試食も行い、子どもの様子 を見てもらう機会としています。個人面談は、希望がある場合はいつでも保護者と面談を行い、面談の内容は面談記録に記載し、職員 間で周知しています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A 18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	а

### **<コメント>**

挨拶やコミュニケーションを図ることを大切にし、降園時に子どもの1日の様子を保護者に伝えています。個人面談は、希望がある場 合には随時実施しており、家庭で困っていることや園での様子や対応など、保護者の思いを把握するように心がけ、保護者と連携して 対応するよう努めています。保護者には、相談にいつでも応じることを伝えています。相談内容をほかの人に聞かれないように、遊戯 室や事務室などで相談を受け、プライバシーに配慮しています。保護者から登降園時に相談されることもあり、相談を受けた職員は主 任に報告し、相談内容によっては、施設長や主任が保護者の相談に応じています。また、朝礼で出た相談内容をチャットで共有し、全 職員が対応できるようにするとともに、助言を受ける体制が整えられています。保護者から相談を受ける時には、保護者の就労などの 事情に合わせて時間を設定して対応しています。

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努め	ている。 a

### <コメント>

虐待などの兆候を見逃さないよう、朝の受け入れ時に視診を行い、けががあった場合は状況を確認し、写真を撮って職員間で共有を しています。また、おむつ交換や着替えの時に、職員は子どもの様子をよく観察しています。何か気になることがある場合には、複数 の担任で確認をし、主任、施設長に報告をして判断を仰ぎ、横浜市北部児童相談所に報告をして園内で情報を共有し、対応について協 議しています。また、子どもの様子を観察して記録を取り、西区こども家庭支援課や横浜市北部児童相談所に報告し、必要に応じて連 携をして支援する体制が整っています。保護者のフォローをすることを大切にし、朝やお迎えの時に声かけを行うよう心がけ、信頼関 係を築くよう努めています。保育運営マニュアルや品質マニュアルの中の「虐待対応マニュアル」の項目に、虐待に関する考え方、定 義、気づいた時の対応手順、関係機関との連携などを記載しています。3月の策定会議では、施設長がマニュアルを使用して研修を実施 し、知識や情報を共有し、統一した対応ができるようにしています。

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1)保育実践の振り返り(保育士等の自己評価) 	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a

子どもの保育にあたり、職員間で話し合いを行い、各指導計画の自己評価を実施しています。年間指導計画は、四期ごとに考察を実 施します。月間指導計画は、月末に目標の達成や子どもに対して、適切な援助ができたかなど、保育士の振り返りと子どもの評価や自 己評価を実施します。週間指導計画には、子どもの姿と保育士の援助を踏まえて省察を記載するとともに、保育日誌には毎日自己評価 を行い、記載しています。保育士は毎月行う「コンピテンシー自己評価」のほかに、年度初めに今年度の目標と達成の基準、取り組み 内容を記載した統合人事管理システムを記載し、半期ごとに自己評価を実施し、課題の把握に努めています。保育を行う中での気づき が自己評価にもつながっています。職員と施設長との面談は年4回行われ、面談した評価結果を基に、保育所全体の保育実践の自己評 価につなげています。評価結果から把握した課題については改善を行い、より良い保育への実践に生かしています。